

# 労働法学者・孫田秀春と『日本國家科學大系』『國體の本義解説大成』

東郷 茂彦

はじめに

戦争という非常時局がもたらす緊張が高まり、国家への忠誠心と「日本精神」が最も純化した形で顕れるようになった昭和十六年に、当時の学界の総力を結集し、日本の学問を科学的体系的に網羅しようという壮大な試みが実現した。『日本國家科學大系』（実業之日本社、昭和十六（二十一年）と題した全十四巻（実際に刊行されたのは、十二巻）である。最初の配本は、同年十二月八日<sup>(1)</sup>であった。

執筆者は八十五人に及び、ファシズムやドイツ・ナチズムを対象とする主題もあるが、時流を越えた実直な論文や研究も多く、戦後の学界や実業界で活躍した著者も多い。

このシリーズの監修者として総指揮をとったのが、労働法の権威として知られていた孫田秀春（そんだ・ひではる）である。孫田はまた、その前年末に上梓された『國體の本

義解説大成』（原房孝との共著。大明堂、昭和十五年十一月發行）の著者に名を連ねていた。

自らの専門の労働法の研究等とは離れたこうした活動のため、孫田は戦後、連合軍の占領下において、教職・公職追放の身となる。日本の独立成った暁には専修大学に迎えられる、研究者・教育者としての人生を全うするのだが、本論では、孫田の人生の軌跡を追いつつ、『日本國家科學大系』というプロジェクトの内容、また、『國體の本義解説大成』の成立や教職・公職追放のいきさつ等に焦点を当てた。それによって、昭和前期より戦後に至る日本の歩んだ道の一断面、広い意味では「大正・昭和前期の神道と社会」に繋がる事象の一端を明らかにできれば、と願った。

孫田秀春については、本人の膨大な著述類や、米寿を記念して出版された『経営と労働の法理——孫田秀春先生米寿祝賀記念論集』（専修大学出版局、昭和五十年）内の「第二

部「随想篇」に孫田に対する諸々の論述や評価はあるが、その業績等を、研究対象として論じた先行研究を管見では見つけることができなかつた。<sup>(2)</sup>

当時のキリスト教者の活動や生き方に焦点を当てた戦後の論考のなかには、『日本國家科學大系』第一巻冒頭の「日本肇國史」(山田孝雄)の論を、戦争に結びつく皇國史観と批判しているものもあつた。<sup>(3)</sup>

## 一 孫田秀春の生涯<sup>(4)</sup>

孫田は、明治十九年三月十三日(旧曆二月八日)、山形県西置賜郡西根村大字草岡(現在の山形県長井市草岡)の農家孫田秀助・はるの長男として産れた。初め、死産と思われたが、隣家の嫁の機転で生存がわかり、九死に一生を得たという。<sup>(5)</sup>

地元の小学校を経て、明治三十八年に山形県立米沢中学校を卒業。父親の希望により、師範学校や医学校への道を検討、一部実行されるがうまくいかず、勉学を続けたという本人の強い希望で上京し、明治四十年に第一高等学校独法科に入学、東京帝国大学法科大学院独法科へ進学し、大正四年に卒業した。

一高時代、孫田は、それまでの名前「今朝次(けさじ)」を、自ら望み、両親の名より一字ずつとつた、よりいかめ

しい「秀春」に改名した。<sup>(7)</sup>同校の寮生活で多くの友人に恵まれるが、二年先輩で、その後の労働法とも関係の深い末弘巖太郎(東大教授法学博士)<sup>(8)</sup>と知り合っている。また、大正時代に結婚をするが、相手は、やがて民法学の大家となる我妻栄の二歳年上の姉・千代であつた。<sup>(9)</sup>

大学を卒業した大正四年に、岩手県属に任じられて盛岡市の岩手県庁に赴任、主として衆議院議員選挙事務並びに其の当選無効訴訟に関する行政訴訟事件、警察講習所の講師等を担当し、実務経験を積む。翌大正五年には、知遇を得ていた朝鮮銀行総裁勝田主計(後の大蔵大臣及び文部大臣)の希望により朝鮮銀行に入社、同行丸ノ内東京支店内の調査勤務を命ぜられ、対満洲政策(産業経済政策その他)についての調査研究に従事している。

大正八年、東京帝大の恩師三瀧信三の推挙で、東京高等商業学校の講師から教授となり、以後、一貫して学界を中心に、身を置くことになった。

大正九年四月、文部省より法律学研究のためフランス・スイス・ドイツ等諸国に留学を命じられる。三年余りの留学期間中、法社会学の泰斗、元オーストリア・チェルノヴィッツ大学総長オエゲン・エーアリツヒより法社会学入門その他、法哲学の大家ベルリン大学教授ルドルフ・スタムラーから法哲学一般、ベルリン大学教授ワルター・カス

ケルからは体系的労働法学、労働省参事官ヘルマン・デルシ博士（後のベルリン大学労働法教授）から、ワイマール憲法下の経営参加理論等をそれぞれ個人教授の形で学び、その後の孫田の学問の基本が形成されたとい<sup>10</sup>う。

大正十二年五月に帰朝、東京商科大学（現一橋大学）助教授兼予科教授。昭和二年には、同大学教授となる。

この間、孫田の労働法に対する基本的な考え方を世に問うた『労働法總論』（改造社、大正十三年）を上梓している。労働法とは、経済的事象を越えた法体系としての整備考究により、法律としての体制を確立しなければならぬ、との論旨と思量する<sup>11</sup>。

孫田は、こうした思いを込めて東京商科大学に「労働法講座」を開講するが、その趣旨は、学界や経済界にはなかなか理解されず、「赤化教授の如く白眼視」されたが、同大学の関係者の理解ある同情によって、「兎も角首をつないで来た」とい<sup>12</sup>う。

昭和五年には、東京帝国大学より法学博士の学位を授与（学位論文「労働契約法論」）された。昭和十年から十二年までの足かけ一年四か月、在ベルリン「日本学会」(Japan-Institut) 日本国代表主事に任じられ、文部省より出張を命ぜられ渡独、学術文化交流事業に従事する（後述）。

昭和十二年十月、文部省教学局教学官となる。軍部より、

孫田の法学論は天皇機関説との難が寄せられ、辞意を固めた時に狭心症に倒れ、十三年十二月、依願免官となり、療養に二年近くの歳月がかかった<sup>13</sup>。

昭和十五年三月、私立上智大学商学部教授として学界に復帰（担任科目民法）、商学部長を委嘱される。しかし、この直前に、同大の学生が靖國神社参拝のおり、一部が「捧げ銃」を拒否する（軍事教練時と推察される）という揉め事がおきたこと等から辞職している<sup>14</sup>。

そして、日本大学の山岡万之助総長の招きにより、同大の法文学部教授となり（担当科目民法及び労働法）、同十八年五月法文学部長に任じられる。

この間、東洋音楽学校長を兼務（昭和十六年三月）、弁護士名簿に登録、東京弁護士会所属となる（昭和十七年四月）。そして、『國體の本義解説大成』『日本國家科學大系』に関わったのは前述のとおりである。

昭和二十年五月、孫田は、戦争終結の有り方をめぐり、突然訪問した憲兵に、「厭戦思想に打ち勝って戦争継続するには、東条以下数人が自決すればよい」との発言をする。これがきっかけとなり、公職を辞し、山形の実家に隠棲し、終戦を迎えることとなった<sup>15</sup>。

戦後、日本大学に復帰したものの、まもなく、教職・公職追放となり（後述）、解除後の昭和二十六年に、労・使・

中立の三者による「労働法懇談会」会長となり、労働法研究の成果を上げていた。<sup>(16)</sup>

昭和二十八年、私立専修大学の招聘を受け、法学部教授となる（担任科目労働法）。同四十年三月停年退職。昭和四十年十月「日本労働法学会」より名誉会員の称号を受け（昭和四十年十月）、勲二等瑞宝章を授けられる（昭和四十二年四月）。

昭和五十一年十一月十日、逝去。享年九十。

## 二 ナチス・ドイツの光と影

本節の記述は、主に『私の一生』の第三部「ナチスドイツへ使して」（八五―一九頁）に依っている。その限りにおいて、特段の事情がない限り、出典の注記や該当頁は付さないこととした。

孫田秀春は、日独の文化交流事業促進のため、昭和十年十二月から十二年三月まで、ベルリンへ赴任した先は、「日本学会」(Japan-institut) の日本国代表主事のポストだった。

おおまかに理解すれば、現在、外務省が各大公使館の管轄下で世界の重要拠点に設けている広報文化センターの所長のような役割であろう。ただし、大使館直轄下ではなく、

日本とドイツが相互に民間による交流主体を設立するという点で形は違っていた。東京のアメリカン・センターが米政府の機関であること等に鑑みても、日独間のこの形態は、独自異例といつてよいだろう。実務においては、日本大使館との関わりは密接だったようである。ちなみに、日本での相方は、日独文化協会だった。

孫田の行った文化交流事業だが、各種講演会がある。最初に、フンボルト研究所で行った着任の特別講演の題目は、「わが日本の協同体思想について」。以後、ベルリン、ハンブルグ、ライプチヒ、ミュンヘン等の各大学で在任中に講演を行っている。

ハイデルベルグ大学創立五百五十年祭への出席と講演では、日本大使館からの要請が直前の付け焼刃だったことから、「この頃の日本ほど文化方面の理解に乏しかった国は恐らくどこにもない」と怒りの意見書を外務、文部両相宛てに出したという。

この時の式典では、三十を超える参加国のなかで、中華民国代表が、記念贈呈に「十畳敷もあるうほどの真紅の繻子の大ナチス旗（ハーケンクロイツ旗）をパツと掲げて見せて満堂を唸らせた」とある。

そのほか、各大学の日本学の担当者を招いての会議、日独法学者懇親の夕べ、日独親善善会、日本小学生製作作品

展示会、日独俳句講習会の開催など多忙な日々を送ったようである。

孫田のドイツ滞在期間は、昭和九年（一九三三）にヒットラーが政権を獲得してから、昭和十四年（一九三九）の第二次大戦開始までの間であり、ドイツの国力が充実し、一応の安定を見ていた時期であった。しかし、ユダヤ人に対する迫害はすでに始まっていた。

大正末のドイツ留学時に懇意となったベルリン大学教授ワルター・カスケルはユダヤ人で、本人は既に病没していたが、その家族について、「訪ねないほうがいいでしょう」というのが、ドイツ側学究の態度だった。「ユダヤ人は、優秀な民族ではないのか」という孫田の反論に、「彼らは他国の財産をほしのままにし、傍若無人にふるまっている」という批判的なコメントが返ってくるのみだったという。

大勢は「ナチズムに対する学者の協力時代」<sup>(17)</sup>に入っていた。孫田は、ドイツの「全国法学会」「ドイツ法学アカデミー」等に出席。多くの学者が、ナチズムの学問に「真剣な努力」をしている姿を見る。昭和十一年（一九三六）は、ベルリンオリンピックの開催された年で、昭和十五年の東京五輪（第二次世界大戦勃発により中止）を巡る関連の集い

の席上、「日本学会」の会長ベーンケ海軍大將は、「ナチス政府は永續するのか」という孫田の質問に、「ヒットラーがいくら拳を振り上げて民衆に絶叫したところで永續するものではないが、今は学者連中が熱心に協力しだしている」と答えたという。孫田は、「いかなる時代でも学者にソップを向かれては、どの政党と雖も永く基盤を維持できない。いずれの政党も常に科学性がなければならぬ」との所感を強めている。『日本國家科學大系』を遠からず、総監修することになった理由に、あるいは、こうした経験が影響していたのかもしれない。

なお、学者の中には、「アンチナチズムで、自由主義者の特殊教授グループ」があり、仲間内の秘密会ともいえるべき会合を開いてもいた。かつての留学時代、カスケル教授から共に学んだ旧友で、ベルリン大学のハンス・ペーター教授と再会した孫田は、赴任後まもなく、そのような会合に出席し、彼らは、ヒットラーを最後まで悩ませた大学の自由主義者教授群だったと得心している。

ドイツ国民全般のヒットラーへの信頼と憧憬は、大きなものがあつたようだ。孫田は帰国後まもなく行ったドイツの現状を語る講演会で、「自分の下宿先のお内儀さんは何の教育もない人だが、ヒットラーのことを即位せざる皇帝だと云って尊敬している」と様々な例をあげながら、述べ

ている。<sup>(18)</sup>

昭和十一年（一九三六）秋、孫田は、ニュールンベルグで開かれる恒例のナチス党大会に招待され、ヒットラーに直接会う機会を得る。このおり、ベルリン五輪の水泳監督として訪独中の末弘巖太郎も一緒だった。以下、党大会中、諸外国のゲスト共々、ヒットラー主催のお茶会に招かれたおりの様子と孫田の所感である。「やがて大廊下の正面の扉がサツと左右に開かれた。そしてそこからヒットラーが赤い絨毯を踏んで颯爽として現われたのである。その雄大な姿を見て私はかのナポレオン一世の姿もこんなものではなかったかと昔をしのんだことであった」。席上、ヒットラーは、小柄な末弘の両肩に手をかけ、オリンピックの日本水泳選手の活躍を親しげに話題にしたという。

なお、孫田はドイツ滞在中、『我が闘争』を原文で読み、「日本民族を侮蔑する記述がある」と怒り、削除方をナチス党極東部長へ申し込んでいる。<sup>(19)</sup>

ナチスに対する見方は、その後、第二次大戦の勃発とホロコーストにより、決定的に批判的なものとなる。現在、爾後の研究は世界的に詳細かつ多岐にわたっているが、当時、ドイツに滞在した日本人のうち、ナチスを批判的に見た人々二人、また、国内にあって批判論を展開した一人の計三人の名をあげておく。

ドイツ滞在者では、電通特派記者鈴木東民、駐独大使東郷茂徳、国内では、葦津珍彦である。<sup>(20)</sup>

### 三 『日本國家科學大系』について

『日本國家科學大系』（本節では適宜、『日科大系』と略記する）の構想がどのようにして生まれ、孫田秀春がどのように関わったのか、直接言及した内容を、管見では、知ることはできなかつた。

しかし、『日科大系』には、構想・成果ともにロールモデルと言えるシリーズがこの直前に刊行され、孫田も、関わっていたのは、明らかになっている。ナチスドイツによる“Grundlagen, Aufbau und Wirtschaftsordnung des nationalsozialistischen States - 1936-38”（「民族社會主義國家の基礎・構成及び經濟體制<sup>(21)</sup>」）の日本語訳「新獨逸國家大系全十二卷」（日本評論社、昭和十四年七月〜同十六年二月）である。

ナチス党・ドイツ政府の要人・官僚・学者・經濟人等の論文を、日本側の学者・官僚・軍人等が分担して全訳している。原著三冊を十二分冊とし、ドイツ語版の内容を若干移動し、ヒットラー総統、ナチス党の行事、軍の演習、ドイツ国民等の写真、訳者による補註、各巻末の「適譯語註解」を加えて編集したものである。

『新獨逸國家大系』の月報『新獨逸 第一號』によると、後援會會長は、前商工大臣伍堂卓雄日本商工會議所會頭、刊行會會長が伯爵二荒芳徳、編纂事務主任は、平野義太郎<sup>(22)</sup>である。なお、昭和十四年六月八日付の矢部貞治の日記<sup>(23)</sup>によると、平野は矢部に、「ドイツ新國家大系」の翻訳者に、蓑田胸喜、藤沢親雄とともに、孫田春彦<sup>(24)</sup>を推薦したのは、鹿古木氏<sup>(24)</sup>である、と述べている。

孫田は、『第一卷 政治篇―』冒頭の指導者代表<sup>(25)</sup>ドイツ國大臣ドルフ・ヘス<sup>(26)</sup>、ドイツ國とプロイセン國內務大臣ウイルヘルム・フリックそれぞれによる「序」、國務大臣兼内閣官房長ドクトル・ハンス・ハインリッヒ・ランメルス、内務省事務長官、プロイセン内務省事務長官ハンス・プントナー連名の「緒言」の翻訳者として登場している<sup>(27)</sup>。

『新獨逸國家大系』と『日本國家科學大系』とを比較すると、日独両国の国状や伝統の違いがあるのは当然として、國家の直面する新状況に対応しようとする意欲、局面を分類分析する手法、十数冊の形態（『日本』は表紙全体、『新獨逸』は、背表紙が共に紺色の装丁）にまとめたこと等の共通点が看取される。両者を比較するためにも、『新獨逸國家大系』の全目次の概要等を註記しておく<sup>(28)</sup>。

さて、『日科大系』の内容を概観するために、このシリーズが完成したとき、実業之日本社が作成した広報宣伝並びに予約申し込みのための小冊子を元に論を進めたい。同冊子は、表と裏表紙が黄色に着色されており、本論では以後、『黄色冊子』と略称する<sup>(29)</sup>。

『黄色冊子』表紙中央には、「日本國家科學大系 全十四卷」とあり、右側に「法學博士 孫田秀春 監修」、左側には「編輯顧問」として、井藤半彌、高木友三郎、久松潜一、我妻榮の四名が、肩書付で列記されている。表紙の裏には、同じく肩書付で、以下の八名が「顧問」として名を連ねる。

寛克彦 河田嗣郎 小林澄兄 齋藤常三郎

吹田順助 穂積重遠 村岡典嗣 山田孝雄

前記十二名のうち、寛克彦と穂積重遠以外は、『日科大系』本文の執筆者である。また、穂積は、『黄色冊子』に推薦の言葉を書いている<sup>(30)</sup>。

このシリーズに対する孫田の思いは、『黄色冊子』の「監修の辭」によく顕れている<sup>(31)</sup>。その重要部分を記す。

今や我が大日本帝國は、東亞新秩序の確立に歩一歩巨足を印しつ、國を擧げて邁進してゐる。かゝる肇國以來の大理想を實現するには、萬全なる組織力と物質力と且つ白熱せる國民精神力とを以て耐久敢闘せねば

ならぬが、これと共に更に重要なのは、權威ある國家科學を以て自らを確かと武装せねばならぬといふことである。世界の新秩序を翹望する國民にとつて、舊秩序を支配する政治學・法律學・經濟學等、所謂自由主義社會の文化諸科學は最早權威ある指導力たり得ない。これに代る別個の世界觀・民族觀を基底とする新裝の國家科學を以て替置しなくてはならぬ。しかもそれ等は外國の模倣譏案ではなく、我が肇國の歴史と民族精神とを培土として展望され集大成せられたるものたるを要する。(略)

凡そ國家科學に於ては、今日單なる國際主義・超國家主義・普遍主義乃至合理主義は許されないものであつて、それは何等かの意味に於て自己の属する國家と民族とを對象としこれを組織し指導する科學、即ち眞乎の國家科學たる性質を有たねばならぬ。こゝに國家科學の領野に於ける科學精神の新たなる批判と探究と又その昂揚の必要とを改めて痛感せしめる。これ私が敢て菲才を顧みず『日本國家科學大系』十四卷の編輯を志した所以である。(略)

続いて『黄色冊子』には、実業之日本社社長増田義一<sup>(2)</sup>の「刊行の辭」が記されている。出版社の姿勢と時代の趨勢を示すものと思量し、全文を引用する。

昨を以て今を測り得ず、今を以て明を推し得ず、眞に變轉極まりなき世界的大動亂の渦中に在つて、最もわれらに要望せらるゝものは何か。毅然として東亞共榮園建設の大使命に生きんがために、第一にわれらが把握すべきものは何か。他なし、大日本帝國が國家として如何にあらねばならぬかを正しく認識することこれである。

われらは先づわれらの祖國を知らねばならぬ。しかしそれは舊時代の世界觀、舊時代の歴史觀による解剖であり解釋であつてはならぬ。新時代には新時代の理論が打立てらるべきである。新しい世界觀、新しい民族觀に基いて、祖國日本を科學的に正しく究めねばならぬ。しかも従來この種の研究の體系づけられたもの皆無であつたことは、寧ろ不思議である。

今や孫田博士監修の下に、現代我國一流の學者八十六氏の協力を得て、堂々『日本國家科學大系』全十四卷の刊行を見るに至る、邦家の爲に慶賀に堪へぬと共に、また弊社の最も光榮とする所である。我國の指導階級、一般學徒、知識人の熱讀を切望して歇まぬ。

実業之日本社は、現在もこの企画を「偉觀」と評し、増田義一の思いを引き継いでいるようである。<sup>(3)</sup>『黄色冊子』の最終頁では、『日科大系』の六大特色として、我が國最

初の企画、現代日本の最高権威者の一大合作、各項目を簡明にし、内容が充実、整然とした大系にまとめている、体裁が堂々として高尚優美（A列5号新菊版。上製クロス装函入）、定価が低廉（一冊三円五十銭）を挙げ、学生、高文（高等文官試験）受験者、官公吏・軍人、一般知識人・指導階級、銀行・会社・工場員のためにある、と謳っている。

この時代、日本の源流を求め、時流に乗った連続シリーズが装いを新たに企画されていた。そのいづれもが、日本の古典を様々に涉猟し、編纂したもので、当代の学者による論考を集めたものとしては、『日科大系』が唯一ではないかと管見では思量する。

なお、前述のように、『日科大系』は、全十二巻中、二巻は、出版未了となっている。実業之日本社の社屋が空襲で焼け、原稿をはじめ、出版の記録等が灰燼に帰したことがあり、販売部数の記録、未完に終わった第十二、十三兩巻の原稿などは、すべてなくなつたといふ<sup>(35)</sup>。

ここで、『日科大系』の各主題と執筆者、肩書を搭載する。『黄色冊子』を底本とし、刊行された十二冊と照合した。実際は執筆されなかつた論には☒印を付し、著者の変更はその旨を記した。掲載順の変更等は『黄色冊子』のま

まとした。

『日本國家科學大系』總目次

- 第一編 肇國及日本精神 (第一卷)
- 第二編 哲學及社會學 (第二卷)
- 第三編 國家學及政治學 (第三・四卷)
- 第四編 法律學 (第五・七卷)
- 第五編 經濟學 (第八・十卷)
- 第六編 文化・教育及厚生政策論 (第十一・十二卷)
- 第七編 國防論及世界新秩序論 (第十三・十四卷)

第一卷 肇國及日本精神

- 日本肇國史 神宮皇學館大學長 文學博士 山田 孝雄
- 日本精神論 東北帝國大學教授 東京文理科學教授 村岡 典嗣
- 日本文化史 京都帝國大學助教授 高山 岩男
- 古文學に現れたる日本精神 東京帝國大學教授 文學博士 久松 潜一
- 近代史に現れたる日本精神 東京帝國大學教授 文學博士 中村 孝也

第二卷 哲學及社會學

日本哲學 九州帝國大學助教 田中 晃

日本歷史哲學 京都帝國大學教授 文學博士

高坂 正顯

金子 鷹之助

全體主義社會哲學

東京文理科大學教授 文學博士

務臺 理作

☒ ファシズム社會哲學

神戶商業大學教授 五百旗頭 眞治郎

家族社會學

東京帝國大學教授 文學博士 戸田 貞三

☒ 經濟社會學

東京商科大學教授 高島 善哉

第三卷 國家學及政治學 (一)

第一部 國家學

日本國體論 廣島文理科大學助教

日本國家學 國民精神文化研究所員 大串 兎代夫

ナチス國家學 神戸商業大學助教

ファシズム國家論

東北帝國大學教授 新明 正道

第四卷 國家學及政治學 (二)

第二部 政治學

日本政治學 東洋大學教授 大政翼賛會調査部長

藤澤 親雄

政治の論理と政策原理

高岡高等商業學校教授 經濟學博士

大熊 信行

新政治體制の原理

早稲田大學教授

全體主義政治学

東京帝國大學教授 矢部 貞治

第五卷 法律學 (一)

第一部 法制史

日本固有法論 京都帝國大學教授 法學博士

牧 健二

東洋法制史論 東方文化學院研究員 法學博士

仁井田 陞

第二部 法哲學

現代法哲學の基本問題

東北帝國大學教授 廣濱 嘉雄

日本法學の原理

日本大學教授

會田 範治

現代刑事法の基礎理論

元臺北帝國大學教授 東京控訴院判事

小野 清一郎

ナチスの法律哲學

中央大學教授

柴田 甲四郎

安平 政吉

☒フアシスタ法學の基本原理論

東京商科大學教授

米谷 隆三

現代訴訟法の基礎理論

元京都帝國大學教授 神戸商業大學名譽教授 法學博士

第六部 訴訟法

齋藤 常三郎

第六卷 法律學(二)

第三部 憲法

大日本帝國憲法の神髓

慶應義塾大學教授 法學博士

山崎 又次郎

全體主義民事訴訟法理論

慶應義塾大學教授 宮崎 澄夫

第七卷 法律學(三)

ナチス憲法の特質

明治大學教授 法學博士

大谷 美隆

第七部 民法

現代物權法の基礎理論

京都帝國大學教授 法學博士

石田 文次郎

フアシスタ憲法の特質

神戸商業大學助教授

俵 靜夫

第四部 行政法

現代行政法の基礎理論

東京帝國大學教授

杉村 章三郎

現代債權法の基礎理論

東京帝國大學教授

我妻 榮

第五部 刑法

日本刑法學序説

東京帝國大學教授 法學博士

第八部 商法

現代商法の基礎理論

東北帝國大學教授

中川 善之助

會社法の新動向

東京帝國大學教授

鈴木 竹雄

第九部 勞働法

京都帝國大學教授

大橋 光雄

現代勞働法の基礎理論

九州帝國大學教授

菊池 勇夫

勤勞新體制の基本原理

元東京商科大学教授  
日本大學教授 法學博士

孫田 秀春

第十部 經濟法

現代經濟法の基礎理論

東京商科大学教授

常盤 敏太

第八卷 經濟學(一)

第一部 總論

現代の經濟哲學

元東京商科大学教授

上海日本商工会議所理事 經濟

杉村 廣藏

國家科學としての日本經濟學

京都帝國大學教授 經濟學博士

谷口 吉彦

國家と經濟

東京帝國大學助教

難波田 春夫

統制經濟原理

東京商科大学教授

杉本 榮一

法と統制經濟

慶應義塾大學教授

峯村 光郎

第二部 資源統制論

物的資源論

東京工業大學講師  
拓殖大學研究所長

川西 正鑑

人的資源論

元人口問題研究所長  
東京帝國大學講師

北岡 壽逸

第九卷 經濟學(二)

第三部 産業統制論

産業統制總論

大阪商科大学長 法學博士

河田 嗣郎

戰時農業統制論

東京帝國大學教授 農學博士

東畑 精一

工業統制論

東京商科大学教授

赤松 要

商業統制論

東京商科大学教授 商學博士

増地 庸治郎

企業統制論

神戸商科大学教授 經濟學博士

宮田 喜代藏

勞務統制論

東京商科大学教授

山中 篤太郎

第十卷 經濟學(三)

第四部 財政及金融統制論

全體主義財政論

神戸商科大学教授 經濟學博士

井藤 半彌

租稅統制論

京都帝國大學教授 經濟學博士

汐見 三郎

金融統制論

慶應義塾大學教授 經濟學博士

金原 賢之助

物價統制論

東京商科大学教授 經濟學博士

山口 茂

第五部 貿易統制論

貿易統制論

元東京商科大学教授 日本商工會議所理事 經濟學博士

猪谷 善一

第六部 交通統制論

海上及航空交通統制論

早稲田大學教授 商學博士

島田 孝一

陸上交通統制論

戰時生活相談所參事

横川 四郎

第一部 文化政策論

日本文化原理

國民文學論

東京商科大学教授 文學博士

長谷川 如是閑

吹田 順助

美術文化政策論

東京帝國大學教授

兒島 喜久雄

東京美術國祭研究所副主事

山田智三郎(變更)

音樂文化政策論

國學院大學教授

田邊 尚雄

演劇映畫文化政策論

學習院教授 文學博士

新關 良三

出版(出版・新聞・ラジオ)文化政策論

日本出版文化協會專務理事 經濟學博士

飯島 幡司

ナチス文化政策論

慶應義塾大學教授

今泉 孝太郎

第十二卷 文化・教育及厚生政策論(二) 欠号

第二部 教育政策論

新教育理論

慶應義塾大學教授 文學博士

小林 澄見

第十一卷 文化・教育及厚生政策論(一)

新教育政策論 國民精神文化研究所員

伏見 猛彌

日本地政學史 京都帝國大學講師

室賀 信夫

青少年教育論

東京帝國大學助教

海後 宗臣

(第一卷所収の総目次による)

勞務者教育論

大日本産業報國會理事 日本勞働科學研究所長 醫學博士

科學教育論

工學博士

暉峻 義等

日本地政學

京都帝國大學教授 文學博士

小牧 實繁

第三部 厚生政策論

工學博士

松前 重義

國防地政學

東京商科大學豫科教授

江澤 讓爾

日本厚生政策原理

東京帝國大學助教

大河内 一男

第十四卷 國防論及世界新秩序論(二)

經濟と厚生

東京商科大學教授 經濟學博士

世界新秩序論

東京帝國大學教授 法學博士

我國厚生政策の展望

九州帝國大學教授

中山 伊知郎

東亞民族史論

東方文化學院研究員

神川 彦松

第一部 國防論

東京帝國大學教授

菊池 勇夫

東亞外交史論

法學博士

江上 波夫

國防國家の基本原理

京都帝國大學教授

黒田 覺

東亞新秩序論

法政大學教授 經濟學博士

鹿島 守之助

第十三卷 國防論及世界新秩序論(一) 欠号

九州帝國大學教授

東亞經濟圈論

元九州帝國大學教授 小島經濟研究所長

第一部 國防論

京都帝國大學教授

小島 精一

東亞法秩序考

國民精神文化研究所員

増田 福太郎

國防と國民組織

早稲田大學教授 法學博士

中野 登美雄

四 『國體の本義解説大成』と教職・公職追放

國土計畫論

東京商科大學教授

佐藤 弘

孫田秀春は、昭和十五年十一月、大明堂書店より、『國體の本義解説大成』(本節では、適宜『大成』と略記する)を、

國土計畫論

東京商科大學教授

佐藤 弘

孫田秀春は、昭和十五年十一月、大明堂書店より、『國體の本義解説大成』(本節では、適宜『大成』と略記する)を、

「孫田秀春、原房孝共著」の形で出版した。

『國體の本義』は、編纂に当たった文部省が、巻頭の言  
で「本書は國體を明徴にし、國民精神を涵養振作すべき刻  
下の急務に鑑みて編纂した」というように、時代の趨勢に  
応えることを目途とし、昭和十二年の発行以来、先の戦争  
終結までに、二百万部を頒布するなど、世に大きな影響を  
与えている。その解説書の類も多い。文部省が自ら知識  
人・学者を動員し、その論を収録した『國體の本義解説叢  
書』『教學叢書』があり、『國體の本義』を題材とした多く  
の著作、さらには、逐条的な解説本まであった。

『大成』は、このなかでの逐条的な解説を中心とした書  
に当たり、同様な書は、国会図書館所蔵本で計九点にの  
ぼっている（『大成』を含めて<sup>(37)</sup>）。

『大成』は、本文が六四二頁という大部の書である。『國  
體の本義』の原文、要旨、語義の説明、解説、参考資料を  
順次記し、「序」で、「我等の最も力を注いだのは、就中解  
説の部分である」と、「著者等」名で記している。

孫田の共著者、原房孝はこの時、東京高等師範学校の教  
授であり、若い頃から青少年教育に情熱を注ぎ、道徳教育、  
修身教育の指導者として知る人ぞ知る、といった存在だっ  
た。多くの著書を出版している<sup>(40)</sup>。

孫田が、『大成』の筆者に名を連ねるようになったいき

さつや関わり方であるが、自ら概要次のように記している<sup>(41)</sup>。

著者になったのは、原教授に頼まれたからで、自分の書  
いた部分は一行もなく、もっぱら教授やその弟子たちの手  
に成ったものである。従って、原稿料や印税は一文もも  
らった覚えがない。原氏から依頼があった時、同氏から  
「出版屋からの依頼でお願いするのですが、多分販売政策  
上お名前を連ねたいということらしいです」と言われたと  
いう。

孫田の女婿となる渡辺正一は、この頃、東京文理科大学  
倫理学教室の助手を務めていたが、原のもと、執筆陣の一  
人となり、初めて孫田の聲咳に接する。編集会議での孫田  
について、「静かに話される様子などが印象に残っている。  
主観的な解説よりも、資料による客観的説明を主にすべき  
ことなどを注意されたように記憶している」という。渡辺  
は昭和十六年十一月、孫田の次女杜茂子と、原房孝夫妻を  
媒酌に、結婚している<sup>(42)</sup>。

以下、『大成』の「序」から、若干を抜粋する。

我が國が、今、盟邦と手を携へて、東亞並に世界の  
新秩序建設の爲に、不退轉の努力を爲して居るのは、  
畏くも日獨伊三國同盟條約成立に當り渙發あらせ  
られた 詔書に仰せられてあるやうに、一に 皇祖皇

宗の大訓たる「大義ヲ八紘ニ宣揚シ坤輿ヲ一字ヲラシムル」爲である（略）。文部省は、さきに『國體の本義』を述作頒布して、この基底的要請の満足に資するところがあつた。（略）併しその論旨は頗る深遠に涉り、用語等にも難解のものが少くない。これ、一般國民がその眞正なる會得の爲に、意外なる困難を感じつゝ、ある所以である。

我等はこれを遺憾とし、『國體の本義』述作の精神を生かし、愈々臣道實踐の指針たるの實を發揮せしめんととの意圖の下に、敢て不敏をも顧みず、相謀つてその丁寧親切なる解説を大成せんと決意した。（略）幸いにしして、もし本書が新時代に處する教育者・學者・軍人・政治家・實業家等の維新的轉回活躍の參考乃至伴侶ともなるを得ば、我等の満足これに過ぐるものはないのである。（略）

昭和十五年十月三十日教育勅語渙發五十年記念日に

著者等誌す

昭和十七年六月、

文部省前教學官 法學博士 孫田秀春

東京高等師範學校教授 原房孝

共著の形で、『臣民の道解説大成』が同じく大明堂から出

版された。

『臣民の道』は、『國體の本義』に引き続き、文部省教學局が昭和十六年三月に發行した國民教化、鼓舞の書である。全体で、九十二頁。白人による植民地の不当性を指彈する世界情勢分析に続き、「萬民愛撫の皇化の下に億兆心を一にして天皇にまつろひ奉る、これ皇國臣民の本質である。天皇へ隨順奉仕するこの道が臣民の道である」（四二頁）とする。具体例として、聖徳太子の十七条憲法の「私を背きて公に向くは、是れ臣の道なり」（第十五の條、筆者註）、元正天皇の詔、北畠親房の『神皇正統記』、さらに大日本帝國憲法發布の際の勅語、教育勅語、軍人勅諭などを例示し、<sup>(43)</sup>修練や鍛鍊、敬神崇祖の念、國家奉仕の重要性を強調している。

『國體の本義』と同様に、多くの解説書の類が出版され、国会図書館蔵書を『臣民の道』で検索すると、二十冊近い解説書様の書に行き当たった。『臣民の道解説大成』もその中の、一冊である。全三百八十頁。執筆要領は、『國體の本義解説大成』とほぼ同様で、各章ごとに〔要旨〕を書いた後、数行ごとの【原文】〔語義〕【解説】と続く。最も長く、充実しているとの観があるのは、同じく【解説】である。同書の「序」も、一部を抜粋しておく。

我等が『國體の本義解説大成』を世におくつたのは、

光輝ある紀元二千六百年晩秋のことであつた。爾來僅に一年半を経過しただけに過ぎないが、世界情勢は實に驚くべき轉變を示し來たつて居る。就中、昭和十六年十二月八日を契機として我が國を主動者として惹起せられた世界維新の一大活躍は、世界史上曠古の大業であつて、これこそ洵に現御神にまします 天皇の宏大無邊なる御稜威とその御稜威の下に榮えある生を營む御民たる我等日本民族の雄深闊達なる氣魄とを、如實に宇内に宣揚するものである。(略)世界史は、正に明かに我が國を中軸としてその方向を一轉した。

(略)『臣民の道』は文部省が曩に編纂された『國體の本義』と姉妹篇をなすものであつて、皇國臣民の道の實踐に就き眞に至れり盡せりの叙述に終始している。(略)我等は、始めて同書を繙讀したとき、直ちに、その編纂趣旨徹底の爲には周到なる解説書の必要なるを痛感した。爾來凡そ八箇月(略)、出來得る限りの努力を傾注して本書を成すに至つたのである。(略)

昭和十七年四月大詔奉戴日に

著者誌す

本論第一節の「孫田秀春の生涯」でも記したが、昭和二十年に郷里へ隱遁した孫田は、戦争終結後、まもなく、上

京する。日本大学は通常通り機能しており、孫田は、債権各論と労働法の講座を担当し、労働法のゼミナールも開かれるようになる。しかし、これまでの自分の行為がなんらかの結果を招くであろうことは感じていたという。

勿論此の場合私はそのような圈内(戦争犯罪人)に入るべき人物ではないけれども、私と雖も戦争協力者として非難されるべき行為を全然していなかったともまた言えないであろう。ナチスドイツに使いもしたし、教学局官吏もしていたし、国體の本義の注釈書も出しており又日本国家科学大系の監修者となつてゐるし、又日本大学においては法文学部長として学生に度々軍国主義的激励の訓示もしているし、罪の軽重は兎もあれ米占領軍の忌避に触れるような行為をしていた事も事実である。<sup>(45)</sup>

昭和二十三年になり、文部次官の控訴により、教職追放となる。理由は、『國體の本義』の解説書の共著者の一人であつたからという。「私が共著としてなつてゐる以上の責任を採るべき事は当然で、私は満足してこの処分を受けたことであつた」とする一方、「共著者としての承諾を与えたとは何という軽率極まるものであつたらうと悔い悩んだだけのことであつた」とも、率直な気持ちを書いて<sup>(45)</sup>いる。こうして同年三月、孫田は、日本大学法学部教授を免

職される。

続いて孫田は、同年中に公職追放<sup>(46)</sup>となる。その理由は、『日本國家科擧大系』の編纂に当たったため、と公職追放者の対象者を選定していた知己に示唆されたが、昭和二十六年の解除が遅れたので、事情を関係者に聞くと、右翼団体(橋本欣五郎の「赤誠会」)の重要幹部とされていたことがわかり、事実無根を証明し、ようやく解除になったという。

ちなみに、末弘巖太郎は、東京帝国大学の教職追放になるが、公職追放にはならず、中労委(中央労働委員会)の会長として、戦後の難しい労働情勢を乗り切ることには貢献している<sup>(47)</sup>。

## 五 学究・教育の徒としての生涯

本論第一節の「孫田秀春の生涯」末尾で触れたように、孫田は、昭和二十八年春、専修大学法学部教授に招聘され、爾来、昭和四十年春まで在任した。六十八歳からの十三年間で、「私にとつては正に珠玉の期間ともいふべきもの」という<sup>(48)</sup>。

学部の講義と大学院の研究指導に明け暮れ、著書も執筆している。『学説・判例批判、わが国労働法の問題点』(昭和四十年)である。退官後、専修大学に蔵書や資料を寄贈

し、昭和四十八年に、神奈川県川崎市多摩区の同大学生田キャンパス内図書館に「孫田秀春文庫」(生田分館書庫六層)<sup>(50)</sup>として公開されている。

専修大学のホームページでは、文庫のことを次のように紹介している。

元専修大学法学部教授孫田秀春先生旧蔵の図書資料をご寄贈いただいたものである。孫田先生は大正末期から昭和初期にかけて我が国労働法学の草分け的存在であり、労働法関係の図書資料3,600冊余と雑誌70誌がある。洋書の中には今では入手困難とされるドイツ・ナチス期に刊行された文献も少なくない。また、1900年に起きた熊本<sup>(51)</sup>の遊郭東雲楼の遊女ストライキをもとにした小説『東雲物語』の直筆原稿がある<sup>(52)</sup>。

昭和四十八年(一九七三年)三月十二日、東京・ホテルオークラで、孫田秀春の米寿祝賀会が催された。中山伊知郎、小林俊三、小坂善太郎、森口忠造、横田喜三郎、我妻栄らが祝辞を述べ、出席者は、二百二十人にのぼる盛会だった。

その二年後の二月、『経営と労働の法理——孫田秀春先生米寿祝賀記念論集——』(同論集刊行会編)が、専修大学出版局から出版された。寄稿者は、第一部論文編が二十三人、第二部随筆編が二十九人であった。

「孫田博士のプロファイル」を寄稿した国士館大学教授・法学博士（当時）の小泉英一は、「何時会つても微笑を浮かべて明るい気分が漂う先生という印象である」と書き起こしている。<sup>53</sup>

### おわりに

今回、昭和十六年前後という時代に、当時の学界の総力を結集して刊行されたとも言える『日本國家科學大系』について、編纂の要となった労働法学者の孫田秀春の足跡を辿りながら、取り上げた。

表面的には、編集方針は、「皇国史観に基づくもの」「ナチスの類似の企画をなぞっている」等と一絡げに評されるような要素はあろう。だからこそ、過去の否定すべき存在とされ、本大系は、学界等から、正面より取り上げられことはなかったのかもしれない。

しかしながら、昭和前期に於ける日本社会の状況を追おうとすると、逆に、絶好の材料ではないか、と今回の考究を通じて感得した。

孫田秀春の生涯を虚心に観ると、時代の波に翻弄された人生を送ったと言えるのではないだろうか。それは当時、多くの日本人が歩んだ軌跡でもあった。生まれた時から、戦後に至るまでをなるべく詳しく辿ろうと思つたのは、こ

の時代の一面を、少しでも照射したいと願つたからにはかならない。

孫田だけではない。本論を纏める過程で、当時の知識人たちの中には、右翼・左翼・平和主義・国家主義・軍国主義・反ナチ・ナチス礼賛等々といった単純なカテゴリーでは分けることの出来ない、複雑な動きをした人々もいたことをあらためて看取り、註記に、その一端をそれぞれ記した。

こうした作業の結果、「大正・昭和前期の神道と社会」の解明に少しでも寄与できれば望外の栄である。『國體の本義解説大成』『臣民の道解説大成』について極力論述に努めたのは、『國體の本義』『臣民の道』が、神道と無縁の存在ではない、と思うからである。

本大系をさらに客観的総合的に評価するには、寄稿者それぞれと、書かれた論の分析が不可欠であろう。今回は、字数制限のこともあり、行えなかったが、全員の名前と肩書、主題の正確な掲載は、本論には必須と考えた。名前や題目を見るだけで、内容に触れたい、と思う論も多い。あらためて分析の機会があれば、と願っている。

『日本國家科學大系』及び『新獨逸國家大系』は、ともに阪本是丸先生よりご教示を給わった。

- (1) 実業之日本社社史編纂委員会『実業之日本社百年史』（平成九年）一五五頁。第一回の配本は、同シリーズの『第六卷 法律學（二）』、最終配本は、昭和十九年七月三十日、『第二卷 哲學及社會學』だった。
- (2) 書名から類推すると、『日本國家科學大系』を取り上げている可能性が高いと思量した。池田元『日本國家科學の思想』（論創社、平成二十三年）では、『日本國家科學大系』には触れていない。池田が論考の対象としているのは、主に『日本國家科學大系』の執筆者の大熊信行と、難波田春夫である。
- (3) 『中央学院大学商経論叢』（第二十三卷第二号、二〇〇九年三月）掲載の【研究ノート】裴富吉「日本キリスト教と東亜新秩序―戦時体制期における八代斌助主教―」では、次のように記している（二八―二九頁）。
- そのような皇国史観にもとづく「天皇至上化」の宗教的な神国理念は、たとえば、つぎのような戦時体制的な「宗教の立場」をいwashめることにもなっていた。
- 孫田秀春の生涯を記すに当たって、底本は、本文記載の『経営と労働の法理―孫田秀春先生米寿祝賀記念論集』（専修大学出版局、昭和五十年）の巻末搭載の「孫田秀春略歴―先生―」提出（五五―五五四頁）により、その場合は、特記をしなかった。また、挿話等は、前掲『米寿祝賀記念論集』と、孫田著『私の一生』（高文堂出版、昭和四十九年）により、それぞれ註記した。
- (4) 前掲『私の一生』一三―一四頁。また、『孫田』と書いて、「ソング」と読むのは日本全国でもこの地区の一族しかおらず、福岡県の筑後川沿いの「孫田」一族は、「マガタ」と呼ぶという。同書二一―二九頁。
- (5) 前掲『私の一生』三〇―三七頁。
- (6) 『今朝次―改名のいきさつは、一高に入学し、名前を呼ばれるとき、「ソング」でまず、周囲が笑い、「ケサジ」で、どっと笑われたという。「この幼名がせからいやになった」孫田は、改名を実行に移したという。前掲『私の一生』一四―一五頁
- (7) 末弘巖太郎（すえひろ・いずたろう）  
民法学者、労働法学者。山口県出身。明治四十五年（一九一二年）、東京帝国大学独法科卒業。大正九年（一九二〇年）同大学教授。民法学の分野では、大正中期まで学界を支配していたドイツ法学的な注釈学的解釈法学の傾向を批判して、社会生活のなかに実際に存在する法の研究を唱導した。『物権法』はこの点からする画期的な業績であるといわれている。また、裁判所が現実を法を創造するという観点から判例研究を行う必要があることを説いて、東京帝国大学に民法判例研究会を創設した。労働法研究の必要性を説き、開拓者の存在となった。昭和二十一年（一九四六年）退官し、中央労働委員会初代の会長となる。著書は、『債権総論』『債権各論』『民法講話』『民法雑記帳』『労働法研究』『法学入門』『嘘の効用』『法窓閑話』など。なお妻の冬は菊池大麓の娘である。（淡路剛久、日本大百科全書ニッポニカ）
- (8) 前掲『私の一生』一三―一四頁。また、『孫田』と書いて、「ソング」と読むのは日本全国でもこの地区の一族しかおらず、福岡県の筑後川沿いの「孫田」一族は、「マガタ」と呼ぶという。同書二一―二九頁。

小学館 ならびに、向井健、国史大辞典・吉川弘文館、いずれもジャパンナレッジ等により、本論筆者がまとめた。

(9) 前掲『私の一生』三四～五七頁。

(10) 詳細については、孫田秀春『労働法の開拓者たち——労働法四十年の思い出』(実業之日本社、昭和三十四年)、後に『労働法の起点——労働法の開拓者たち』(高文堂出版、昭和四十五年)として再出版されたなかに、ほぼ全書を通じて記されている。

(11) 『労働法総論』(改造社、大正十三年)の「はしがき」(一～四頁)より、孫田の労働法に対する考えの基本を示すと思われる文を以下、引用する。この「はしがき」は、前掲『私の一生』にも、全文が転載されている(七一～七二頁)。

現在歐洲諸國の大學には大抵労働法乃至労働法制の講座といふものが設けられてゐる。(略)我國に於ても、たしか大正十年に東大の末弘(厳太郎)博士が這の講義を創められて以来、官私立大學にして労働法制の講座を設けたものが段々多く、(略)労働者問題の紛糾を重ねんとしてゐる今日に於いて(略)、眞に慶賀に堪えざる所と謂はねばならぬ。唯こゝに遺憾に思ふことは、各大學に於ける労働法制なるもの、講義が孰れも皆マチマチであつて、其の範圍系統なども講師の考一つで夫々思ひ思ひ決めて居り、其の學科の名稱さへも更に一定しておらないことが是である。(略)私は之に労働法なる名稱を冠せむことを提唱する。又私は單に名稱の點のみな

らず同時に一個の獨立した法律科學としての立場から之を講究せむことをも切に唱道し度い。蓋し労働法制は後に叙べるやうに今日に於ては最早法規の單なる集合體ではない。固有な法理を藏した獨立な法律系統を成し得るものと爲つてをり、隨て又在來の民法商法行政法等各分科と相並んで一個獨立なる法律的境域を占め得るものと爲つてゐるからである。

(略)

同書の目次を概観するに、労働法の「基本觀念」(第一章 第三節に「定義及び本質」、労働法制の變遷(第三章)、労働法と「相接範域との關係」(第一節に「社會政策」、第二節に「經濟法」、労働法の「立法主義」(第六章)、「法源」(第七章)、「効力」(第八章)、「人」(第九章 第一節に「被備者」、第二節に「備主」)等となつてゐる。

(12)

前掲『私の一生』七二～七九頁。同書の「第二部 東京商科大學時代の教授生活」の第二章は、「わが体系的労働法学の受難時代」と題されている。

(13)

前掲『私の一生』二二六～二二九頁。

(14)

前掲『私の一生』二二九～一三一頁。孫田は一時、軍部側の抗議に対する交渉の衛に立たされたという。上智大學学生の靖國神社参拝拒否に端を發し、カトリック側と文部省が、「神社参拝は、愛國的意義のもので宗教的意義ではない」との点で合意した事件は、昭和六年から七年にかけておきてゐる。孫田の関わつた件は、それから十年近く後のこととなる。

(15)

前掲『私の一生』一五四～一五七頁。孫田の憲兵への發

言は、ある種の気合いのもとに行われたようで、その後、とくに問題とされることもなかった。

- (16) 「労働法懇談会」は、労・使・中立三者構成による大規模な民間研究団体。孫田はその副会長だったが、二十六年九月の末弘巖太郎会長の死去に伴い、会長となる。そして、在京のほとんどの労働法学者、労働事件担当の裁判官、労働組合の幹部、会社の労務担当者らと「労働法研究会」を推進し、機関誌『討論 労働法』に成果を発表したという（前掲『米寿祝賀記念論集』巻末の「略歴（五五四頁）」より）。

- (17) 前掲『私の一生』の小タイトル 一〇五頁

- (18) 昭和十二年六月三十日に行われた日本文化協會第二十六回講演會の講演録『獨逸の現状とその指導精神』（日本文化協會出版部発行「日本文化第四冊」昭和十二年八月發行）より（五六頁）

平野一郎・將積茂訳『わが闘争 上 I 民族主義的世界觀』（角川書店、昭和四十八年初版、平成二十五年改版二十四刷）によると、この該当箇所は、「第十一章 民族と人種」のうちの民族三分類、即ち、文化創造者、文化支持者、文化破壊者の記述の部分に当たる（三七七頁）。孫田は、文化創造はドイツ民族（アーリア民族）、文化破壊はユダヤ民族、文化伝承民族として日本が挙げられていることを「一大侮辱」とした。

当時の日本語訳（室伏高信訳『我が闘争』（第一書房、昭和十五年六月初版、昭和十六年三月十刷））には、この下りに日本は登場しない。

- (20) ○鈴木東民（すずき とうみん）

昭和の新聞記者、政治家。明治二十八年（一八九五年）岩手県生まれ。東京帝国大学経済学部を卒業、大阪朝日新聞社に入社。昭和元年八月（一九二六年）に、日本電報通信社（現、電通）の海外特派留学生としてドイツに渡る。徹底したナチス批判の報道を行い、昭和八年（一九三三年）、反ナチの人物として国外追放される。体験を綴った『ナチスの國を見る』（福田書房、昭和九年）を出版。読売新聞社に入社し、外報部次長等を歴任するがナチス批判を変えず。戦後、読売争議を指導、労働者側の敗北で退社。昭和三十年來、釜石市長を三期務める。昭和五十四年に死去。（有山輝雄、日本大百科全書ニッポニカ・小学館、ジャパンナレッジ）。

○東郷茂徳（とうごう しげのり）

大正・昭和前期の外交官、政治家。明治十五年（一八八二年）、鹿児島県生まれ。東京帝国大学独文科卒業。任外交官。第一次大戦後のベルリン駐在。欧米局第一課長（ソ連担当含む）。ワシントン大使館勤務。欧米（欧亜）局長。昭和十二年末から在独日本大使。ヒトラー政権と近い大島浩陸軍武官（東郷の後任の駐独大使）と対立。昭和十三年（一九三八年）十月に任駐ソ大使。大東亜戦争開始と終結時の外相。開戦責任を問われ、極東国際軍事裁判A級戦犯。禁固二十年の刑。昭和二十五年、獄中にて病死。遺著

に『時代の一面』（一九八九年に中公文庫に収録）。この註は、同文庫表袖による。駐独大使時代のこと、は、「第一部第九章 在独大使時代」一七一〜一九四頁。

〔関連書〕拙著『祖父東郷茂徳の生涯』（文芸春秋社、平成五年）「第四章 駐独大使時代 I ベルリンの二つの壁 II ブリュヒャー・パレ III 不本意な更迭」など。一六三〜一八六頁

○葦津珍彦（あしづ うずひこ）

昭和・平成時代の神道思想家。明治四十二年（一九〇九）年生まれ。生家は神職。戦前は日独伊三国同盟に反対した。戦後は神社本庁設立につきし、神社新報社主筆となる。昭和三十六年天皇制支持の論文が発行元により廃棄された「思想の科学事件」がおこる。平成四年死去。八十二歳。福岡県出身。福島高商中退。著作に「日本の君主制」「武士道」など多数（日本人名大辞典・講談社、ジャパンナレッジをそのまま転記）。

『「日本人の言葉——ナチスの蒙を啓く」（兄弟會昭和十五年十一月、全二六頁）により、天皇をいたたく日本とナチスドイツの違いを多岐にわたたり、鋭く分析し、ナチス批判を明らかにした。同書は、発禁処分となる。

(21) 日本語版第一巻凡例より。第四巻凡例によると、ドイツにおける原著は、一九三九年以降、一部の改訂版が発行されており、日本版も、それに応じて改訂版を使用している。

(22) 平野義太郎（ひらの よしたろう）

大正―昭和時代の法学者、平和運動家。明治三十年生まれ。昭和五年治安維持法違反で母校東京帝大の助教授を免職となる。野呂（のろ）栄太郎らと「日本資本主義発達史講座」を編集した。戦後は日本平和委員会、世界平和評議会などで活躍。昭和五十五年死去。八十二歳。東京出身。著作に「日本資本主義社会の機構」など（日本人名大辞典・講談社、ジャパンナレッジ）。

平野は先の大戦中、『民族政治学の理論』（日本評論社、昭和十八年九月）、『民族政治の基本問題』（小山書店、昭和十九年八月）等を発表し、戦争目的と大東亜共栄圏に賛同する論を展開している。近年、戦時中の平野の事績に対する、新たな評価の試みが出始めている。武藤秀太郎「平野義太郎の大アジア主義論―中国華北農村慣行調査と家族観の変容―」（『アジア研究』アジア政経学会、Vol.19/No.4-October2003）等がある。

(23) 『矢部貞治日記 銀杏の巻』（読売新聞社、昭和四九年）

の昭和十四年二月十五日、五月十六日、六月一日、六月八日付には、「ドイツ新国家大系」に奔走する平野の姿が記され、企画について、矢部は批判的である。なお、矢部は、『日本国家科学大系 第四巻 国家学及政治学（二）』の「全體主義政治学」の筆者でもある。

(24) 鹿古木貞信。国粹的な愛国団体「勤皇まことむすび」の

機関誌「維新公論」の常連寄稿者と推察。

(25) 「指導者代表」は、「総統代理」のことと推察する。

(26) ルドルフ・ハス

ナチス・ドイツの政治家。一八九四年生。第一次世界大

戦後ミュンヘン大学に学び、右翼運動を経て一九二〇年ナチ党入党。二三年のヒトラーのミュンヘン一揆に参加、翌二四年ヒトラーとともに禁錮刑の判決を受けて収監、『わが闘争』を口述筆記し、以後ヒトラーの私設秘書となった。一九三三年ヒトラーにより党総統代理の地位を与えられる。一九四一年五月、ドイツの対ソ攻撃の直前、単身飛行機を操縦してスコットランドに飛び、独断でイギリスとの和平を図ったがイギリス政府に無視され、ナチ党からは常軌を逸した行動とされた。四六年ニュルンベルク裁判で終身刑の判決を受けて服役。ベルリンのシュパンダウ刑務所で服役。のち旧西ドイツ政府は高齢を理由にしばしば釈放を要請したが実現しないまま、四十一年の獄中生活のすえ、一九八七年、九三歳で死亡。自殺とみられている（藤村瞬一、日本大百科全書ニッポニカ・小学館、ジャパンナレッジ）を本論筆者が適宜要約した。

(27)

全十二巻の目次を披見した限りでは、孫田のその他の登場箇所はない。

(28)

『新獨逸國家大系』の全目次の概要を記す。字数を減らすため、主題のみとし、執筆者と訳者、章数は略した。

「第一巻 政治篇—1」 民族社會主義・宗教及び文化世界觀及び國家思想としての民族社會主義 血と土地ドイツ民族の人類史（上） ナチス黨綱領 民族協同體の本質 民族の本質 人口政策と人種政策

「第二巻 政治篇2—教育・文化」 民族社會主義的教育 同主義國家における學問・教育・國民教化 全國青少年指導本部 國文化院 同主義國家におけるスポーツと體

育 ドイツ民族の人類史（下）

「第三巻 政治篇3—國法的基礎・國防軍」 國家と經濟ドイツ指導者國家の機構 民族社會主義と國法 國籍とドイツ公民權 地政學的基底 國防軍

「第四巻 政治篇4—ナチスの政治組織」 國中央計畫と國土計畫 ナチス法治國 裁判官と法律 ナチス黨の組織的構成 ナチス自動車隊 在外ドイツ人 民族社會主義運動史

「第五巻 法律篇1—民法・強制執行」 人に關する法所有權及び物財に關する法 債務及び行為に關する法土地登記法 強制執行、破産法及び和議法

「第六巻 法律篇2—略」 商法 經濟法 社會保險  
「第七巻 法律篇3—略」 刑法及び刑事手續 民事訴訟法 勞働法

「第八巻 法律篇4—行政法・家族及び遺産法」 ドイツ行政法 行政に於ける權利保護 ドイツ市町村制 ドイツ官吏法 警察 家族及び遺産の法

「第九巻 經濟篇1—經濟の構成」 ドイツの經濟 職分團體的構成 國食糧職分團と市場統制 工業及び工業政策 外國爲替管理と國家間支拂交通

「第十巻 經濟篇2—經濟政策」 經濟指導の基礎 農業及び内地植民地政策 内國商業と對外商業 交通政策 民族社會主義國家の道路政策 通信政策

「第十一巻 經濟篇3—社會政策・勞働政策」 社會政策 勞働力の企畫的配置と事業振興 ドイツ勞働戦線の使命及びその構成 勞働奉仕 ナチス國家における厚生制度の構成 國民經濟に奉仕する主婦

〔第十二卷 經濟篇4—財政・金融〕 財政及び租税 貨幣及び信用 私的保險 中世ドイツ史要

第一卷には、駐日ドイツ大使オイゲン・オットー、第三卷には、前内務大臣木戸幸一侯爵、シリーズが完結した第八卷には、近衛文麿総理が祝辞を記し、通信、厚生両省の次官、帝国大学教授等が各号に「序」を寄せている。

(29) 『黄色冊子』は、縦二十一・二寸、横十四・六寸。表と裏の表紙を除き、全八枚十六頁。

(30) 『黄色冊子』四頁。

(31) 『黄色冊子』一―三頁。『日科大系』第一卷「肇國及日本精神」の冒頭にも、この「監修の辭」は全文が搭載されている。

(32) 増田義一（ますだ ぎいち）明治―昭和時代の出版人、政治家。

明治二年（一八六九）、越後（新潟県）に生まれる。東京専門学校（現早大）卒。読売新聞記者をへて、明治三十三年実業之日本社を創立して社長となる。「実業之日本」「婦人世界」「日本少年」など多くの雑誌を刊行。大日本印刷などの創立にかかわる。明治四十五年（一九一〇）衆議院議員（当選八回、日本進歩党、昭和六年副議長。日本雑誌協会会長。昭和二十四年（一九四九）死去。享年八十一。（日本人名大辞典・講談社、ジャパンナレッジ等による）

(33) 前掲『実業之日本社百年史』では、「時局下に新しい世界観、歴史観、民族観の基礎の上に日本国家を科学的に体系づけようとしたもので（略）、当時のわが国社会科  
学界総動員の偉観であった」と評価している（二五五頁）。

(34) 古典を編纂したものとしては、例えば次のようなものがある。

○物集高見編『新註 皇學叢書』全十二卷（廣文庫刊行會、昭和の初め）日本の古典より、六十六点を収録。近代では、明治天皇と昭憲皇太后の御製を搭載している（同シリーズの内容見本・宣伝・予約募集冊子より）。

○加藤咄堂編『國民思想叢書』全十二卷（大東出版社、昭和五年）日本の古典より、百十七点を収録している（同シリーズの内容見本・宣伝・予約募集冊子より）。

(35) 前掲『実業之日本社百年史』の編纂に携わった同社の岩野裕一氏談（平成二十六年六月十二日、同社への電話取材による）。『同百年史』によると、被災は、昭和二十年三月十一日の東京大空襲時。東京都中央区京橋の現社屋と同じ場所にあった鉄筋コンクリート五階建社屋は、一階の一部を除いて全焼した（一六一頁）。

(36) 『國體の本義解説大成』は、発行が昭和十五年十一月十五日、十二月四日再販、同十六年一月三十一日三版、同年七月六日四版、昭和十七年九月二十三日五版（三千部、昭和十八年版（山形県立図書館蔵、要照会）、他不明）。

(37) 三浦藤作編『國體の本義精解』（東洋図書、昭和十二年）、沢田総清著『要解國體の本義』（健文社、昭和十三年）、木村武一郎著『國體の本義、正解詳釋』（三省堂、昭和十五年）など九冊。三浦の『同精解』は、全四四五頁。付録に『國體の本義』に関する試験問題も掲載している。奥付によれば、昭和十六年六月までに、「訂正増補版」が百三十版発行されている。

(38) 「序」は、『國體の本義解説大成』一―二頁



- (48) 前掲『私の一生』一七六頁
- (49) 前掲『私の一生』一八〇頁
- (50) 平成二十六年七月二十三日、専修大学生田校舎にて、孫田秀春文庫を閲覧した。長さ約六メートルの書棚六列強各六段に、労働法関係シリーズ、自著、ドイツ語書籍、ドイツ滞り時代の記録等が、写真アルバム等も駆使して本人の手で完璧に整理され、漢字「孫田文庫」を「DR. SONDA COLLECTION SENSHU UNIVERSITY LIBRARY」の文字が囲む緑色楕円形のシールが全書籍等に整然と張られていた。
- (51) <http://www.senshu-u.ac.jp/ibif/ib/introcollection.html#017>
- (52) 前掲『私の一生』一八三～二二二頁
- (53) 前掲『米寿祝賀記念論集』四三〇頁
- (國學院大學大学院博士課程後期)